

事務連絡
令和6年1月1日

〔公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本産婦人科医会
公益社団法人日本助産師会〕 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和6年能登半島地震による災害の被災者に係る児童福祉法による
助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

今般の災害に伴い、避難所等への避難を余儀なくされている被災者がおられます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条による助産の実施については、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能です。

今般、別添のとおり、各自治体あてに、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適切な対応をとっていただくよう連絡したところです。

つきましては、貴会会員におかれましても、御了知頂きたく、周知をお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年1月1日

各

都道府県
市町村

 民生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和6年能登半島地震による災害の被災者に係る児童福祉法による
助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいている
ところであり、深く感謝いたします。

今般の災害に伴い、避難所等への避難を余儀なくされている被災者がおられま
す。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条による助産の実施については、付
近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実
施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の
申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とするこ
とが可能です。

各自治体におかれましては、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適
切な対応をとっていただきますようお願いいたします。